力熊本県公報

第 1 1 3 5 9 号 平成 18 年 1 月 23 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

		`																									
																								(建			
																								(
0	公的] 個	人	認	証サ	_	ビス	にに	係	る情		提	供	手数	料	の客	質の	承	恝				1	(情報	企画	i課)	1
	至	Ĺ	載	1	依	頼																					
	熊本																										
										(熊	本!	県居	巨本	地	域化	呆 健	医岩	療 推	推進	協請	義会	救急	急医	療専	門部	(会)	2

公 告

熊本県公告第 48 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡西合志町大字須屋字上出口 2620 番 4、同 2620 番 5、同 2620 番 6、同 2620 番 7、同 2620 番 8 の一部、同 2620 番 12、同 2620 番 13、同字二本松 2789 番 27 の一部、同字東原 2791 番 1、同 2792 番 1 及び里道の一部 3,719.48 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市出水三丁目 10番 35号 株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第49号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡合志町大字幾久富字建山 1909 番 1601 1,297.07 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市島崎六丁目 4番 63 号 松崎一夫

熊本県公告第50号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成 15 年熊本県条例第70号。以下「条例」という。)に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 18 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 情報提供手数料

条例第3条第1項に規定する情報提供手数料

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第2条第2号に規定する行政機関等のうち、同号のハに掲げるものが署名検証者の 場合における情報提供手数料 無料
- (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する 行政機関等のうち、同号のハに掲げるもの以外の行政機関等、及び裁判所が署名検 証者の場合
 - ア OCSP レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る手数料 1件当たり 10円

- CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料(ア) 毎日1回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 年間 2,000,000 円 1年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合

取得した日数当たり 10,000 円

(ア)及び(イ)共に特定の都道府県のCRLのみを取得する場合 それぞれ の単価に、当該都道府県の数を 47 で除して得た数を乗じて得た額ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。 (ア)については、10,000 円未満を切り上げた額 (イ)については、1,000 円未満を切り上げた額

- 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ1都道府県当たり700円
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する (3)行政機関等に該当しない者(裁判所を除く)が署名検証者の場合における情報提供 (2) のア、イ及びウの手数料の2倍 手 数 料
- 適用開始日

平成 18 年 1 月 23 日

登載依頼

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 1 月 23 日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会 (鹿本地域健康危機管理推進会議) 会長

開催日時

平成 18 年 1 月 31 日 (火) 午後3時から午後5時まで

開催場所

熊本県山鹿市山鹿 1026-3

熊本県鹿本総合庁舎 2階中会議室

- 議題
- (1)管内における救急医療体制について
 - 救急告示医療機関の更新審査について ア
 - 平成 18 年度病院群輪番制病院運営事業に係る当番表の決定について イ
- (2)管内における健康危機管理について
 - T 健康危機管理マップの作成に係る経過報告について
 - 大規模自然災害時における医療機関の状況について (調査結果報告) 1
 - ゥ 新型インフルエンザ対策について
- その他報告事項等 (3)
- 非開示事項
 - 上記議題のうち、(1)のア「救急告示医療機関の更新審査について」

医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該 医療法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ ると認められるため。

- 傍聴者の定員
 - 10 人
- 傍聴手続 6
 - 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 (1)事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ

山鹿市山鹿 465-2

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務企画課) 0968 - 44 - 4121)